

各 位

株式会社カナモト
(9678 東証第 1 部 札証)
代表取締役社長 金 本 寛 中
<資料に関するお問合せ先>
取締役執行役員総務部長・社長室長 磯 野 浩 之
電話:011-209-1631

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社カナモト(代表取締役社長:金本 寛中 本社:札幌市)は、2013(平成 25)年 11 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1)変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の一層の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2)変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3)変更予定日

2014(平成 26)年 1 月 1 日(水)

(ご参考) 上記の単元株制度の採用に伴い、2014(平成 26)年 1 月 1 日(水)をもって東京証券取引所及び札幌証券取引所における当社株式の売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1)変更の理由

上記単元株式数変更に伴うものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。 <新設>	第2章 株 式 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 附則 第1条 第8条の変更の効力発生日は、平成 26 年1月1日とする。 第2条 本附則は、前条の効力発生日をもって削除するものとする。

3. 株主優待制度について

現在 1,000 株以上を保有する株主様に対して実施しております以下の株主優待制度につきましては、現在の株数基準を引き続き継続させていただきます。

【株主優待制度の内容】

毎年 10 月末日現在の株主名簿に記載または記録された株主様のうち、1,000 株以上ご所有の株主様を対象にお届けしております優待商品は、当社の地元、北海道の厳選商品を掲載したカタログギフトの中から好きな商品を1つご選択いただける優待制度となっております。

以上